

〔從一位大神名神〕と見え、參考に「一本作正二位、熱田庄宮地花池村、號三明神社是也云々」、集說に「從一位大神大名神云々、式錄、名神大、度會延昌曰、式撰之日未名神、蓋衍字歟、名神祭式不載之、後來進名神、故追加名神字者乎、云々、私曰、以熱田社或稱三宮、當村熱田庄也、且土俗至于今、以鷺呼「白鳥」而不食之、又古初秋七日、自此村獻索麵及蓮花數莖於熱田宮、以此見之、則當時當村熱田神領歟」と見えたり、本村より諸品を熱田宮に奉ること及土俗白鳥を食ふ事を禁むことは張州府志にも見えたり、明治五年五月郷社に列す。

社殿は本殿、渡殿、祭文殿、拜殿、神饌所等を具備し、境内地千二百五十二坪、内千四十五坪は官有地第一種にして、他は官有地第二種なり。

境内神社 六所 社 神明社 三島社 白山社

例祭日 十月十日

會計法適用 明治四十一年九月三十日
指定年月日 縣令第七十六號

神饌幣帛料供進 明治四十年十月二十六日
指定年月日 告示第三百六十五號
氏子戸數 二百二十四戸
崇敬者員數 未詳

○愛知縣尾張國中島郡千代田村大字目比

郷社 裳咋臣船主命 裳咋神社

祭神 裳咋臣船主命

創立年代詳ならず、但延喜式内社にして、奉唱國內神名帳に「從三位裳咋天神」と見え、參考に「天神、一本作正四位下、今在「目比村安養寺境内、然舊地存寺之北、俗稱「八龍祠」と見え、尾張志に「森の内」に「ます、祠は廢れたるを、近き頃造立せり」と見えたり、維新以前は安養寺に於いて支配せるが、明治五年五月郷社に列せられたり。

社殿は一字にして、境内地三百九十坪〔官有地第二種〕あり、因みに祭神裳咋臣船主は續日本紀に見えたり、即ち、

〔天應元年五月丁亥、尾張國中島郡人外正八位上裳咋臣船主言、己等與伊賀國敢臣同祖也、是以曾祖字奈以上、皆爲敢臣、而祖父得麻呂、庚午年、藉認從母姓、爲裳咋臣、伏望欲蒙改正、於是船主等八人、賜姓敢臣。〕

境内神社 例祭日 八月十五日

會計法適用 指定年月日

神饌幣帛料供進 指定年月日
氏子戸數 百五戸
崇敬者員數 未詳

○愛知縣尾張國中島郡千代田村大字千代

郷社 千代神社